

どうすれば 役に立つガイドラインを作れるのか

ひびの まこと <https://barairo.net/>

社会運動の内部に、女性差別や同性関係嫌悪、トランス嫌悪、性別二元主義など「男女という制度」に関連する問題が実際にあり、またそれを背景にした性的な暴力も実際に起きている。だからこそ「運動内部の差別や暴力」に対応するために「セイファースペース」のガイドラインのようなものを創る！…とてもいい試みだと思います。

とはいえ実際には、企業や大学などの「セクハラガイドライン」が、「ちゃんと取り組んでいます」というアリバイに過ぎなかったり、事業主/執行部の責任逃れの道具として使われかねないことも、サバイバーの告発などによって(*注) 実は既に明らかです。では、どうすれば本当に意味のある取り組みが出来るのでしょうか。ここでは、セクハラや性的な暴力がどのように扱われて来たのかを振り返ることで、対策を考えてみましょう。

まず始めに忘れてならないことは、女子だけがお茶くみや雑用をすることは、一昔前は「当たり前なこと」だったということです。性差別やセクハラ・性的な暴力に反対する運動は、まず何より、その場にいる人達にとって「当たり前だ」と思われている事項に異議申し立てをする少数派の声として始まりました。この事実から教訓にすべき事は、あるグループや場所において「当たり前」になっていること、多数派による合意事項、そういったもの自体の中に問題がある可能性を忘れてはならないということです。もしガイドラインを作るのであれば、それは、場の多数派の意向を実現するために創るのではなく、逆に、場の多数派の犯す間違いを告発することを助

けることを目的として創られねばなりません。

また、運動内部の性差別を告発する声は、しばしば「運動の妨害」「運動破壊」というレッテルを貼られてきました。実はそういう非難には当たっている面もあります。実際に運動内部の問題を話し始めると、運動が分裂したり、対外的な取り組みが出来なくなってしまふことは珍しくありません。しかしそれは、運動を前進させ運動内部の性差別を減らすためには必要なコストでした。そのことを踏まえた上でいま私たちが教訓にすべき事は、場におけるある告発が、実際に運動自体を危機に陥らせる可能性があったとしても、それを無視するのではなくちゃんと議題として取り上げる必要性がある、ということです。ガイドラインにするのであれば、どんなに時間がなくても、イベントの前日や当日であっても、一定の手順を踏んで提起された告発は「その内容に関わらず」一度は議題に出来る/取り上げなければならない、という原則とそのための手順を、あらかじめ確認しておくということでしょう。

レッテル貼りといえば、「人を落とし入れようとしている」「わがまま」という非難もありました。現実にも、「被害の告発」という形をとって自分とは意見が違う人を追い落とそうとしたり(運動内部の権力争い)、自尊心の維持や権力誇示のため告発が行われ得るのも事実です。これもさっきの「運動妨害」と同様、仮にそれが運動内部の権力争いや個人のワガママであるとあなたや場の多数派には感じられたとしても、公的に議題に出来る回路を保証することが、ガイドライン作成時

にはまず必要です。なぜなら、告発の内容が正当なものであるか、それとも別の目的のために告発が利用されているのか、実際に話し合ってみない限り簡単には決められないからです。

とはいえ、議題として取り上げられるべきだということ、その告発の内容が正当なものであることとは、必ずしも同じではありません。手順を踏んで提起された告発は、必ず議題として取り上げられるだけでなく、その告発内容についての具体的で丁寧な話し合い・検討がなされる必要があります。ちゃんと内容を具体的に検討してみれば、実は告発が何かの誤解だったり、一方的な思いこみであることも有り得るのです。但しその際も、性差別への告発が「思い込み」「気にしすぎ」「小さなこと」だと言われて無視され続けてきたという事実は忘れてはいけません。いずれにしても、自分が「当たり前」だと思っていることや、場の多数派が「自明の前提」としている事項を、面倒でも一度疑ってみること—それが話し合いです。

セクハラなどの運動内部の問題を告発した時、見て見ぬふりをされたことはありませんか？相談をしたのに聞かなかったことにされたことはありませんか？逆に、人に相談されて面倒に思ったり、話に関わりたくないと思ったことはありませんか？私は、どちらもあります。大学や企業のガイドラインが、大学・企業側が「どうすれば話を聞いたことに出来るのか」「どうすればちゃんと対応したことに出来るのか」の責任逃れの手順を決められていると思われる場合もあります。しかし「私たち」のガイドラインは、場の主催者や執行部にとって都合のいいものであるべきではなく、告発者側の権利を保障するためのものであるべきです。一番大事なことは、場の主催者や執行部には提起された問題/告発について取り組む義務があることを明確化することです。主催者や執行部を拘束するためのガイドラインであるべきなのです。と同時に、実際に主催者や執行部で出来ることはどの範囲までであるかを事前に明らかにしておくこ

とで、期待をさせられて後でガッカリする、ということを防ぐことも出来ます。

最後に。「セクハラを無くす」「性的な暴力に反対する」という切実で大切な目的のために、あなたはそれ以外の何かをないがしろにしていますか？セクハラを受けた人が「運動を守るため」に我慢させられてきたことと同じ事を、人にさせていませんか？例えば、誰かのことを直接本人と話もしないで、勝手に加害者であると決めつけていませんか。また逆に「被害者の告発だから」といつても信用してしまっていないか。いずれも、被害の告発が不当に軽視・無視されてきた歴史的事実（と今でもどこにでもある現実）の裏返しの力関係です。事実に基づいて丁寧に対話することが避けられ、レッテル貼りが行われています。

確かに、正反対の意見を持つ人を含めた形での事実関係の検証をすることは、恐ろしく面倒で嫌なことです。政治的に正しい切実な目的のためであれば、もしくはあなたにとっての面倒を避けるためであれば、何かを軽視・無視するのはやむを得ない—そんな考え方と態度こそが、これまでずっとセクハラや性暴力の告発を困難にしてきたことを忘れてはなりません。

(*注) サバイバーによる告発などによって「サバイバー・フェミニズム」(高橋りりす著・インパクト出版会)
「フェミニズムへの不忠」(エミ・コヤマ著)

【参考資料】ガイドラインの例など

●ストップ性暴力キャンペーン

<http://barairo.net/special/sexual-violence/2003-5/>

●「みんな」にとって、楽しい映画祭にするために
http://kansai-qff.org/public_comment/minna/

●プロジェクトPが主催したカフェパーティー「へなへないと」において、1998年に性的な暴力があったことについて

<http://projectQ.info/modules/henahena/1998.php>